

別紙9

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第一項第一号へ、第四十九条の六の十第一項第一号へ、第四十九条の六の十二第二項第一号へ、第四十九条の六の十二第三項第一号へ及び第四十九条の二十九第一項第一号ホの規定に基づき、キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 高市 早苗

シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局がキャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信は、二八・二GHzを超え二八・三GHz以下の周波数の搬送波を使用する通信であつて、携帯無線通信を行う基地局の免許人又は広帯域移動無線アクセスシステムの基地局（二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）の免許人を提供主体とする役務の用に供するものとする。